

社会福祉法人 京都基督教福祉会  
ショートステイ シオンの里

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）事業  
運営規程

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人 京都基督教福祉会が実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所「ショートステイ シオンの里」（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

（運営方針）

第 2 条 事業所は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 上記の他、事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生省令第 35 号）」を遵守する。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 ショートステイ シオンの里
- ② 所在地 京都市西京区榎原秤谷町 21 番地の 2

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1 名 （他の業務との兼務を可能とする）

管理者は、事業所の従事者の管理、事業の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- ② 医師…………… 1 名  
 介護支援専門員…………… 1 名以上  
 生活相談員…………… 1 名以上  
 看護職員……………常勤換算方法で 2 名以上 (内、常勤 1 名)  
 介護職員または、看護職員……………常勤換算方法で 17 名以上  
 機能訓練指導員…………… 1 名  
 管理栄養士…………… 1 名  
 調理員…………… 10 名 委託業者  
 \*介護職員等は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に当たる。  
 \*介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）定員 50 名の施設サービスと一体的に提供する。
- ③ その他補助職員は、事業の状況に応じて配置する。  
 その他補助職員は、事務業務や管理者の補助業務等を行う。

(利用定員)

第 5 条 1 日当たりの利用定員 6 名

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第 6 条 事業の内容は、次のとおりとする。

- ① 短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕計画の作成、利用者への説明と実施
  - ② 入浴及び食事の提供とその介護並びにその他の日常生活の世話
  - ③ 送迎サービス、健康チェック及び機能訓練の実施
2. 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
3. 前項のほか、別紙にて定める費用は利用者の負担とする。
4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について事前に説明し、同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第 7 条 通常の送迎の実施地域は、京都市西京区全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 8 条 利用者やその家族は、短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕計画の作成に参画し、日常生活の世話及び機能訓練を通じて自立した生活ができる

ように努めるものとする。

2. 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用に当たって、喧嘩、暴力等他人に著しく迷惑をおよぼす等、秩序を乱す行為をしてはならないものとする。

(緊急時などの対応)

第 9 条 職員は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関（京都桂病院、洛西ニュータウン病院）に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 10 条 非常災害に備えるため、別に定める「シオンの里災害時避難計画」に基づき、年 2 回以上定期的に避難訓練等を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策等)

第 13 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をお

おむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

第14条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(職員の資質向上)

第15条 事業所は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、研修時間の確保を積極的に行うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 本事業の社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
4. この規定に定める事項の他、社会福祉法人 京都基督教福祉会 介護老人福祉施設シオンの里の定める運営規程などを遵守することとし、さらに運営に関する重要事項は、社会福祉法人 京都基督教福祉会が定めるものとする。

(付 則)

この規程は、指定通知日から施行する。

2001年06月01日	改訂
2003年04月01日	改訂
2003年07月01日	改訂
2004年04月01日	改訂
2005年10月01日	改訂
2006年04月01日	改訂
2007年04月01日	改訂
2008年04月01日	改訂
2009年04月01日	改訂
2011年04月01日	改訂

2012年04月01日	改訂
2013年04月01日	改訂
2014年04月01日	改訂
2015年04月01日	改訂
2015年07月17日	改訂
2019年04月01日	改訂
2021年04月01日	改訂
2024年04月01日	改訂
2021年04月01日	改訂
2024年04月01日	改訂